

意見書(案)

自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進を求める意見書

近年、世界各地で紛争が絶えず、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。国内においても、自然災害の激甚化・頻発化に加え、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生、クマ被害の急増など、国民の安全・安心を大きく脅かす事案が頻発している。

こうした中、自衛官は、日々変化する安全保障環境に対応しながら国家・国民を守るため防衛任務を遂行している。令和6年7月に本県で発生した豪雨災害においては、陸上自衛隊第20普通科連隊を基幹とする約500名の自衛官が人命救助活動に従事するなど、国民の生命・財産を守るため力を尽くした。

一方で、自衛官は、常時勤務体制や離島・へき地を含む転勤の多さ、若年定年制など、職務や勤務環境の特殊性に由来する様々な制約や負担から、採用応募者が減少するとともに中途退職者が増加し、令和7年3月末時点では定員充足率が9割を下回る状況となっており、人材の確保及び定着が喫緊の課題となっている。

人口減少が進む中、自衛官として質の高い人材を安定的に確保し続けるためには、自衛官の職務や勤務環境の特殊性を踏まえた処遇の改善を進めるとともに、若年定年制により退職した自衛官が、自らの知識・技能・経験を生かすことができる再就職の促進が不可欠である。

よって、国においては、自衛官が希望と誇りをもって職務に専念できる環境を整備するため、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 自衛官の給与、休暇、生活・勤務環境、福利厚生等の一層の処遇改善を図ること。
- 2 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、制度の充実及び再就職支援体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
防衛大臣
内閣官房長官

あて

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年3月17日

提出者 山形県議会議会運営委員長 洪間佳寿美

意見書(案)

イラン情勢の緊迫化による原油価格高騰等から国民生活と経済を守ること
を求める意見書

世界有数のエネルギー輸入依存国である我が国では、原油の輸入を中東地域に大きく依存しており、全輸入量の9割超を中東諸国が占めている。

こうした中、2月28日から始まったイラン情勢の緊迫化により原油価格が高騰しており、日常生活に欠くことのできないガソリンや灯油をはじめとする原油由来製品の価格高騰による家計への圧迫や、農林水産業や商工業などにおける生産コストの上昇など、国民生活と経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

加えて、エネルギー資源を輸入に頼る我が国においては、エネルギーの安定供給は国民生活と経済を維持するための最重要課題であるが、今後、原油の供給の不安定化が危惧される。

政府においては、「イラン情勢を踏まえたエネルギー対策本部」を設置し、迅速に必要な対応を講じるべく緊張感をもって取り組んでおり、石油の国家備蓄1か月分と民間備蓄15日分の放出を決定するとともに、ガソリンの小売価格を全国平均で1リットル当たり170円程度に抑える方針も示した。

しかしながら、今後、事態の長期化が懸念されることから、国民生活や経済への影響を最小限に抑えるとともに、原油の安定供給に万全を期すため、引き続き全力で対応する必要がある。

よって、国においては、イラン情勢の緊迫化による原油の価格高騰と供給の不安定化から国民生活と経済を守るため、迅速かつ万全な対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 あて
外務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年3月17日

提出者 山形県議会議会運営委員長 渋間佳寿美

意見書(案)

教育環境の一層の充実を求める意見書

将来を担う子どもたちに質の高い教育を提供するためには、教職員が子どもたちと向き合い、創意工夫を凝らした授業ができるよう、心身共にゆとりを持って働くことのできる教育環境を整備することが重要である。

しかし、今日の学校現場を取り巻く環境は、いじめや不登校、障がいのある子どもに対する合理的配慮への対応など複雑化・多様化しており、また、貧困問題や保護者からの要望への対応など、求められる役割も拡大していることから、学校の働き方改革は進んでいるものの、依然として長時間勤務が多い実態となっている。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度から国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫しており、各自治体の財政事情により教育格差が生じることが懸念される。

よって、国においては、子どもたちの教育環境の一層の充実に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 子どもたちに質の高い教育を提供するため、学級編制標準を緩和するとともに、教職員定数を改善すること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、地方の負担割合を軽減するなど、必要な財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
あて

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年3月17日

提出者 山形県議会文教公安常任委員長 伊藤香織

意見書(案)

豪雪地帯特有の課題に対応した財政支援等の更なる充実強化を求める意見書

本県は、県内全域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定され、特に積雪の多い26市町村は特別豪雪地帯に指定されている豪雪県であり、降雪期には道路をはじめとした公共施設の除排雪や県民の雪害事故防止など、降雪期後においては雪氷や除雪作業で損傷した道路施設の修繕など、年間を通じて雪対策を実施している。

国においては、本県を含む豪雪地帯に対し、同法に基づき地方交付税や道路除雪費への補助、防災・安全交付金、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金などの豪雪地帯対策に必要な財政上の措置を講じている。

しかしながら、短期集中的な降雪の頻発化等に伴って増加する雪害事故対策や除雪作業等により損耗・消失した道路区画線や道路標示の補修対応、大雪により遅延・運休が生じる公共交通の代替輸送手段の確保など、豪雪地帯特有の課題は多岐にわたって継続的に山積している。本来、全ての課題に対して十全な対応をとるべきところ、本県の厳しい財政運営の中では優先順位をつけて対応せざるを得ない状況にある。

よって、国においては、豪雪地帯における雪対策が財政的に制約されて県民生活に支障が生じることはないよう、同法に基づく財政支援等の更なる拡充に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 雪下ろしにおける死傷事故等を低減するため、自治体において地域の実情に応じて柔軟に雪害事故防止策を実施できるよう、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の「安全克雪事業」の補助率を引き上げること。
- 2 除雪作業等により損耗・消失する道路区画線や道路標示は、安全な道路交通環境を確保することはもとより自動車の安全運転支援機能等にも使用されることから、補修に必要な予算を確保するとともに、区画線等の長寿命化に向けた技術開発を促進すること。
- 3 近年の気候変動(みぞれ・降雨、融雪の増加、ゼロクロッシングの発生)を要因とした路盤の凍結・融解による道路舗装の損傷に対する国の支援を拡充すること。
- 4 大雪等により鉄道の運休が生じた場合のバス等による代替輸送体制構築について、鉄道事業者に対する指導及び必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 　あて
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年3月17日

提出者 山形県議会防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員長
橋本彩子

意見書(案)

男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書

悠仁親王殿下におかれては、令和7年9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関係儀式行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えないところである。

その一方で、皇位継承については、現行の皇室典範の下では皇位継承資格を有する皇族数は極めて限られており、安定的な皇位継承の確保は喫緊の課題となっている。また、皇位は、これまで一貫して男系により継承されてきた我が国の歴史と伝統に基づくものであり、その維持は国の根幹に関わる重大な課題である。

こうした課題を解決するため、政府においては、令和4年1月12日に国会に報告された『「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議報告』において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること」「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」「皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」とした皇族数確保の具体的方策を示し、現行の皇位継承の流れをゆるがせにすることなく、男系による皇位継承を堅持しつつ皇族数を確保する方向性が示唆されたところである。

しかしながら、今日に至るまで必要な法整備が実現していないことから、国会において速やかに具体化に向けた議論を進め、結論を得ることが強く求められる。

よって、国においては、男系による皇位継承の維持を前提とした安定的皇位継承の確保に向けた国会における議論を促進し、速やかにその総意を取りまとめられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
あて

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年3月17日

提出者 柴田正人
賛成者 石塚慶
相田光昭
遠藤和典
小松伸也
伊藤重成